

国民健康保険加入者への傷病手当金

1. 制度の概要

新型コロナウイルスの感染拡大を防止し、国民健康保険加入者の生活を支援するため、尾花沢市国民健康保険条例の一部を改正し、傷病手当金を支給するものである。

2. 対象者

給与等の支払いを受けている国保加入者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した方、または発熱等の症状があり感染が疑われる方

3. 支給要件

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間

4. 支給額

$$\frac{\text{直近の継続した3カ月間の給与収入の合計額}}{\text{就労日数}} \times \frac{2}{3} \times \text{給付日数}$$

5. 適用期間

令和2年1月1日～9月30日の間で療養のため労務に服する事ができない期間（ただし、入院が継続する場合等は最長1年6月まで）

6. 予算額（4月補正）

傷病手当金 510千円（特別調整交付金による財政措置あり）